

別紙第 3

勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告する。

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

ア 現行の給料表を別表第 1 のとおり改定すること。

イ 教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）の備考 2 に掲げる額を次の表の給料表及び職務の級の区分に応じた加算額のとおり改定すること。

給料表	職務の級	加算額
教育職給料表（二）	3 級	1 5, 4 0 0 円
	4 級	7, 7 0 0 円
教育職給料表（三）	3 級	1 5, 6 0 0 円
	4 級	8, 1 0 0 円

ウ 主務教諭の職を設置する場合は、ア及びイによる改定後の教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）を別表第 4 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 第一種初任給調整手当について

(ア) 医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 313,200 円とすること。

(イ) 行政職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額を 63,900 円とし、特定獣医師職給料表の適用を受ける獣医師及び研究職給料表の適

用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を 49,400 円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 期末手当

a b 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 1.075 月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.725 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 0.625 月分）とすること。

(イ) 勤勉手当

a b 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 1.275 月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.525 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 0.625 月分）とすること。

ウ 宿日直手当について

(ア) 県職員給与条例関係

勤務 1 回に係る支給額を、医師又は歯科医師の宿日直勤務は 24,000 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 8,000 円、それ以外の宿日直勤務は 5,900 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれの額の 100 分の 150 に相当する額、勤務時間が 5 時間未満の場合にあっては、それぞれの額の 100 分の 50 に相当する額）とすること。

(イ) 警察職員給与条例関係

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 5,900 円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務及び人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 8,000 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれの額の 100 分の 150 に相当する額、勤務時間が 5 時間未満の場合にあっては、それぞれの額の 100 分の 50 に

相当する額) とすること。

2 任期付研究員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

3 任期付職員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とすること。

イ 勤勉手当

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

ウ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイについては、令和9年1月1日から、1の(1)のウ及び3の(2)のウについては、令和9年4月1日から実施すること。

(2) 第二種初任給調整手当に関する特例措置

令和8年4月1日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における第二種初任給調整手当の月額算定は、1の(1)のアによる改定前の給料表に基づいて行うものとする。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。